

1. (目的)

この細則は、当学会が社会に貢献し学会の存在価値を高めるための提言活動を、世の中の変化に対応し的確に行えるように、学会提言の手続きを定める。

2. (学会が行う提言)

当学会が行う提言は、学会の設立趣旨に沿い、社会の発展に寄与するものでなければならず、かつ、提言が学会の名誉を傷つけるものであってはならない。

学会が行う提言は、以下の条件を満たすものでなければならない。

(ア) 提言の主題がセキュリティ・マネジメントに関連するものであること。

(イ) 学会が提言することで、世の中に健全なセキュリティ・マネジメントを広めることが期待されること。

(ウ) 提言内容が、客観的事実に立脚し、当学会にふさわしい知見を加えたものであること。

(エ) 学会が行う提言が、特定の者を不当に誹謗・中傷するものでないこと。

3. (提言の主体)

全ての場合において、提言の主体は学会とし、常任理事会の決議を経て会長の承認のもとで行うものとし、研究会や学会員有志は、次項に示す手続により学会としての提言を提案する。

4. (提言を公表するまでの手続)

提案者が学会としての提言を発案してから、学会としての提言を公表するまでの手続を次のように定める。

(ア) 提言の提案者は、提言文案を作成し、常任理事会に学会としての提言を提案する。

(イ) 常任理事会は、この提案を受けて、常任理事会あるいは常任理事会メール審議細則に基づくメール審議にて提言内容を審議する。

(ウ) 常任理事会において学会としての提言が妥当であるとの結論に至った場合は、提言文を精査のうえ、発表用原稿に手直しして、提案者の同意を得る。

(エ) 会長の承認を得て、提言対象に発信するとともに、メディア等に公表の手続きを取る。

5. (提言の管理)

すべての学会としての提言は、その発表とともに、Web運用委員会に送付し、学会Webに掲載する。

付則 この細則は、平成18年7月31日より施行する。